

複写サービスに関する仕様書

1. 件名 複写サービス業務（単価契約）
2. 契約の内容 印西地区環境整備事業組合（以下「甲」という。）に対し、複写サービス供給業者（以下「乙」という。）が、カラー複写機（以下「複写機」という。）の適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働するように、点検、清掃、調整、補修及び部品の交換等を行い、複写に必要なドラム、トナー等消耗品（用紙、ホチキス針を除く）を円滑に供給し、甲がこれに対し、複写枚数に応じて料金を支払うものとする。
3. 機器設置場所及び台数 印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合管理棟事務室 1台
4. 契約期間 地方自治法（昭和22年法律大67号）第234条の3の規定及び印西地区環境整備事業組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条に基づく長期継続契約で、令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間とする。
5. 契約単価 (1) モノクロ及びカラーの1枚当たりの単価（税込）で契約を行うものとする。
(2) 月間使用想定枚数は次のとおりとする。ただし、この想定枚数は保障されるものではなく、実際の使用枚数が上回っても下回っても契約単価に変更はないものとする。

月間使用想定枚数	・モノクロ	20,000枚
	・カラー	2,000枚

(3) 入札書に記載する金額は、モノクロ及びカラーそれぞれの単価（小数点以下2桁）に月間使用想定枚数を乗じた合計とし、入札書と併せて入札金額内訳書を提出すること。
6. カラー複写機の仕様 別表のとおりとする。

7. 機器設置等
- (1) 複写機は、令和4年10月1日に正常に稼働できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は速やかに撤去しなければならない。
 - (2) 複写機をネットワークプリンタ・スキャナ等として使用するために必要となる配線接続設定作業一式、及びネットワークプリンタ・スキャナ等を使用するノートパソコン（23台）及びデスクトップパソコン（1台）へのドライバのインストール費用は、全て契約単価に含めるものとする。また、契約期間中、更新・増台等による新規パソコンへのドライバのインストールに係る費用も同様とする。
※設置場所及び配線敷設経路を事前に確認すること。
 - (3) 複写機の設置後、職員に対して基本操作指導を行うこと。
 - (4) 修理依頼等の連絡先を複写機本体に表示すること。
8. 保守点検等
- (1) 複写機を正常な状態で使用できるように、乙は定期的に点検を実施するものとし、点検料・修理に係る費用は全て契約単価に含めるものとする。修理依頼を受けたときは直ちに技術員を派遣し、速やかに正常な状態に復旧すること。速やかに正常な状態に復旧できない場合は、代替機により対応しなければならない。
 - (2) 複写に必要なドラム、トナー等消耗品（用紙、ホチキス針除く）は、すべて乙が供給及び回収を行うものとする。
 - (3) 保守の作業は、甲の就業時間内に行うものとする。ただし、時間外であっても、緊急を要する場合は、甲乙協議のうえ、作業を実施するものとする。
9. 料金の支払
- (1) 複写サービス料金は、1か月間の各複写サービス数量に各契約単価を乗じた額（小数点以下切り捨て）を請求するものとする。
 - (2) 保守等担当者が使用した複写枚数は、控除すること。
10. その他
- (1) 乙は、本機器について、動産総合保険に加入すること。
 - (2) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、別途協議するものとする。